

## 議案第39号

### 鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。